

平成23年第4回定例会

総務常任委員会会議録

(平成23年12月7日)

栄町議会

総務常任委員会

議事日程 (第1号)

平成23年12月7日(水曜日) 午前10時00分開会

日程第1 総務常任委員会所管主要事業等の進捗状況調査

日程第2 議案第2号 栄町副町長定数条例

日程第3 議案第3号 栄町特別職報酬等審議会条例

出席委員 (5名)

委員長	金島秀夫君	副委員長	野田泰博君
委員	染谷茂樹君	委員	大野博君
委員	葛生康雄君		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した職員

総務課長	鈴木薫君	財政課長	大澤幸男君
企画政策課長	長崎光男君	住民活動推進課長	岩崎正行君
税務課長	浅野一夫君	消防長	浅野正治君
消防防災課長	奥野三男君	会計管理者	小島満君

出席議会事務局

事務局長 麻生文雄君 書記 西城猛君

午前10時00分開会

◎ 開 会

○委員長（金島秀夫君） ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（金島秀夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

これより、総務常任委員会所管主要事業等の進捗状況調査を行います。

（進捗状況調査の会議録は調査運営方法により、会議録は調整せず、テープ録音のみとなつています。）

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（金島秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当委員会に付託された案件は、議案第2号栄町副町長定数条例、議案第3号栄町特別職報酬等審議会条例であります。

お諮りいたします。議案第2号、第3号については、審査の必要から町執行部の出席を求めことにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（金島秀夫君） 異議なしの声ですので、異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めことに決定いたしました。鈴木総務課長におかれましては、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

議案第2号栄町副町長定数条例を議題といたします。すでに本会議において、提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればお願いいたします。

○総務課長（鈴木 薫君） 特段ありません。

○委員長（金島秀夫君） ありがとうございました。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。大野委員。

○委員（大野 博君） 総務課長、この間大体は話聞いてわかっているけれども、副町長を置かない条例ですが、各市町村の状況等をお願いします。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 23年4月1日現在ということでお答えさせていただきます。全国の町村では40町村であります。千葉県内の副市町村長の状況でございますけれども、条例により副市町村長を設置していない市町村は1団体、これは栄町です。定数条例はあるのだけれども置いてない市町村については4団体ございました。銚子市、白井市、酒々井町、御宿

町の4団体ありましたけれども、先般白井市で選任しておりますので、現在は県内で3団体、ですから白井市を除きました、銚子市、酒々井町、御宿町でございます。酒々井町については、昨年の3月にこういう定数条例を置いて、いつでも選任出来る環境を整えている状況でございます。

○委員長（金島秀夫君） その他、質疑はございますか。大野委員。

○委員（大野 博君） 今、説明してもらったのですけれども、町村で町だけで結構なのですけれども、合併しちゃって千葉県もだいたいぶ町とか減っているのですけれども、副町長を置いている町。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 県内の町村で置いてないのは、酒々井町と栄町と御宿町。3つです。後の町村は全部置いています。

○委員長（金島秀夫君） 大野委員。

○委員（大野 博君） 栄町はずいぶん遅れちゃった、その件に関しては。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 県内の町村で副町長がいない町村は、酒々井町と御宿町と栄町であって、副町長を置かない条例を設置しているのは、栄町だけということです。定数条例はあるのですけれども、定数条例を設置したからといって、必ず副町長をおかなければならないということではないのですね。置かない条例というのは、ただし書きで置かないということなのですけれども、定数条例はあるのですけれども、いろいろな事情で置いていない。酒々井町とか御宿町。

○委員長（金島秀夫君） よろしいですか。大野委員。

○委員（大野 博君） この条例が可決されると、どうしても置くようにはなると思うのですけれども、手段とか何かあります。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） この条例を可決させていただきますと、施行と同時に副町長も置くことを義務付けるものではないのですね。条例上置くことはできますよということなので、その定数を決めなさいと自治法が変わりまして、位置付けまして、そこで今回の条例で1名という定数を出ささせていただいたわけで、この条例が施行されたからすぐ置きなさいということではなくて、置くことが出来るということで、こういった条例を施行したことによって置く意思を明らかにしたということです。この条例の附則で副町長を置かない条例を廃止しますと、このことですべての準備が出来ましたよということで、副町長を選任する準備が出来ましたということになろうかと思えます。

○委員長（金島秀夫君） 大野委員。

○委員（大野 博君） 副町長を置いて、今までは総務課長が参事で、その職務を全うして

きたのですけれども、副町長の役割は。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） これにつきましては、提案理由の中でも説明させていただきましたけれども、川崎前町長の時には行政経営改革、今もやっていないわけではないのですけれども、政策会議だとか、町長の政策立案とか調整とか町長と政策会議の中でトップマネジメントということでやっておったのですけれども、それプラス各課、課長の与えられた権限といいますか、権限と責任で自立するというような経営のもとに組織を強化するというので、トップマネジメント機能を果たそうとしておったのですけれども、今年度から地域主権改革という中で、地域分権とか地域主権、今後益々進展が見込まれまして、市町村の役割と責任が拡大されてきています。そういった中で、智慧だとか知識だとかそういったもとに市町村の独自性が求められてきているのですね。例とすれば課税の自主権、前もありましたけれども、権限移譲されてまして、実際に法律的には長いのですけれども、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律、俗に言いますと、地域主権一括法というのがあるのですけれども、こういった法律で第一次が23年5月2日、第二次が同年の8月30日、こういった法律を国が基準を定めていたものを市町村で基準を定めなさい。たとえば、道路の構造令と言いまして、今までは、道路構造令の中で道路の厚みなどを国の省令で決めていたのですけれども、町道については町で基準を定めなさいだとか、自立性という法律がかなり出てきております。この施行については、24年の4月1日に施行しなさいというのがあるのですけれども、こういったものは1年間の猶予を貰っておりますので、実際には25年の4月ということで、1年間の猶予が発生しますので、今そういうもので予定されているものが新規制定だけで条例が10件、一部改正等が1件ありまして、約11件。こういった条例の改正が必要ですよというのが出てきております。11月29日に第三次の一括法案が国で通っていますので、もう少し増えてくるのかなと予想がされます。諸々のことを考えますと副町長を置くことによって、町長を支えるマネジメントの強化が必要なのかなということで、今回提案させていただいているものです。付け加えさせていただきますと、川崎町長も、今はこういった状況なので、先ほど言いました、行政経営、政策会議ですとかそういったものでマネジメント強化しますけれども、今後こういった自治法の改正によって企画政策ですとか事務が出てくる可能性があるのと、また町長が委任する事務が出て来るようなことがあれば、副町長を置くこともあり得ますよということを知っておりました。以上でございます。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○副委員長（野田泰博君） この条例を出すにあたって、附則で町長を置かない条例を廃止するということがありますけれども、条例というのは廃止する時に、他の同じような反対の条例が出た時は附則で廃止は出来るのですね。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○**総務課長（鈴木 薫君）** 条例のやり方として、1本ずつ出す時もありますけれども、それよりも今回のような出しの方が効率的と言いますか、1本で終わりますので議案が。そういうことは可能でございます。議案第3号につきましても、附則で直しているものだから、1本の条例で制定して附則で廃止するというやり方は一つの手法だと思います。

○**委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

○**副委員長（野田泰博君）** 前にあった条例のまったく180度反対の条例が出来る時は、附則でも構わないということですね。これを残しとけよということは、普通だったら言えないものね。絶対言えないものね。これを廃止するのにこれも置いておけよなんてことは、言えないよね。そういう時はこれ一つで出来るということなるのですね。

○**委員長（金島秀夫君）** 鈴木総務課長。

○**総務課長（鈴木 薫君）** 正反対の場合もありますし、関連するものも附則で直すようなことも、特に給与条例のようなものは附則で直すような項目もございます。

○**委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

○**副委員長（野田泰博君）** 先ほど鈴木総務課長が大野さんの質問に対して、答えられていて、これはある意味で、またいろんな合併を中心にして、いろんな流れが出来てきて、川崎さんの時の流れとまた違った意味で、地域主権というものをまた政権が変わったりして、非常に重んじることによって、地域で決めていきなさいと。たとえば道路の話ですけれども、たとえばの話ですよ。隣の町とこの町と同じ道路で繋がっているけど、規格がこの町とこの町が違うということも、これからは大きく有り得ることなんですか。

○**委員長（金島秀夫君）** 鈴木総務課長。

○**総務課長（鈴木 薫君）** 国とすれば市町村で決めなさいとなっているのですけれども、県なり国なり、ひとつのあまり違ったような基準というのはまずいと思いますので、その辺はある程度の整合性と言いますか、昔で言えば準則みたいな形で指示が出るのかなと思います。

○**委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

○**副委員長（野田泰博君）** 国の道路と県の道路と町の道路と。町には赤道とか青道とかいろいろあるけれども、国の道路は国で一括して管理していくというのは、そのまま続くはずですよ。それを町でやっていけという訳ではないですよ。県は県ですよ。町の部分のことを自分たちの町道でここは幹線の町道だから県と同じレベルにしろとか、町で決められるということなのですか。そういうことを言われたわけですか。

○**委員長（金島秀夫君）** 鈴木総務課長。

○**総務課長（鈴木 薫君）** そのとおりです。やはり国道、県道、町道になると走る車も当然違ってきますので、全部が全部同じ道路構造で決める必要はないと思いますけれども、市町村にあった基準で決める必要はあると思いますけれども、町道、市道が繋がっていてかなり基準が下がると、安全・安心というのが確保できるのかなとありますけれど、一般的な基準とい

うのは示されると思います。

○委員長（金島秀夫君） その他何かございますか。

[「なし」という声あり]

○委員長（金島秀夫君） 議案第2号に対する討論、意見ございましたらお聞きしたいと思います。

[「なし」という声あり]

○委員長（金島秀夫君） ございませんので、各委員の討論はこれで終わります。

これより議案第2号を採決いたします。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成に方は挙手願います。

[全員挙手]

○委員長（金島秀夫君） 挙手全員。よって議案第2号栄町副町長定数条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 先ほど皆様に誤解を与えたかも知れませんが、条文は先ほど置くことができると私言いましたけれども、都道府県に副知事を市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。置くということですがけれども、置かなければならないではございませんので、その辺の意味を含んでいて、置いていないところもあるということだと思います。

○委員長（金島秀夫君）

続きまして、議案第3号栄町特別職報酬等審議会条例を議題といたします。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 特段ございません。

○委員長（金島秀夫君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。葛生委員。

○委員（葛生康雄君） 総務課長に聞きますが、特別職の報酬審議委員というのは、もう決められているのですか。審議員がいるとかいないとか誰がやっているのか分かりづらいのですけれども。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） これも任期がございまして、前には委員さんもおりましたけれども、今まで3回ほど改正を行っておったのですけれども、最終が平成20年第2回臨時会でお知らせいただきました、議員報酬等を改める改正ということなので今委員さんはおられません、任期切れでございます。

○委員長（金島秀夫君） 葛生委員。

○委員（葛生康雄君） 議案第3号が通った場合には、当然審議委員を人選するわけですよ。審議委員というのは何人でなされているのですか。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 委員については、学識を有する委員が3人、町の区域内の事務所または事業所を有する公共的団体等を代表する委員として3人、総計6人、それは前の廃止しようとする報酬審議会委員と定数は同じです。前も6人ですし新しい条例も6人です。

○委員長（金島秀夫君） 葛生委員。

○委員（葛生康雄君） また6人の構成で審議をしてもらおうということになるわけですか。報酬額というのは審議員が決めることなのでしょうけれども、近隣とか町村の様子というのもあるかと思えますけれども、額面というか、月額というか、額というのはどの程度に。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 今、だいたい予想される金額というのは、町長が今72万円です。教育長が57万円。町長は千葉県内で最低の給料月額です。それから7%減額していますからもう少し少ない額に。教育長は57万円やはり7%減額ということなのですけれども。ですから、教育長と町長との間ということになると思いますが、当然我々整合するのですけれども委員会です。そうしますとやはり町長との金額から定めるしかないのですけれども、だいたい教育長から見て他の例を見ますと3万円から4万円プラスの金額に諮問させていただくのかなと思っています。60万円か61万円位か60万円前後になろうかと思っています。

○委員長（金島秀夫君） 他にございますか。大野委員。

○委員（大野 博君） 1点だけ気になったのですけれども、旧条例の第1条主旨を削除するということなのですか、その理由を教えてください。

○委員長（金島秀夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 薫君） 前の条例の第1条の主旨が今回削除されていますよということだと思いますが、これは地方自治法を引用いたしまして、附属機関である旨を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき引用している訳ですけれども、この138条の4第3項の規定というのは、条例で定める機関については附属機関になるということで自治法上で決まっておりますので、これを制定した時には主旨として載せているのですけれども、あえて載せる必要はないということで今回削除させていただいております。

○委員長（金島秀夫君） その他に質疑はございますか。

[「なし」という声あり]

○委員長（金島秀夫君） 各委員からの意見を含めた討論をお伺いしたいと思います。

[「なし」という声あり]

○委員長（金島秀夫君） なし。委員からの意見、討論はこれで終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長（金島秀夫君） 全員賛成。よって議案第3号栄町特別職報酬等審議会条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（金島秀夫君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもって総務常任委員会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。

午前11時24分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成24年1月16日

総務常任委員会

委員長 金島 秀夫